

大田区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助金の 概要について

1 目的

本事業は、医療的ケア児の支援体制の整備を促進することを目的として実施し、実施に要する経費を補助することで、支援体制の整備の促進に取り組む民間事業所を支援することを目的としている。

2 補助対象事業者

「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者を配置している民間事業所等（大田区民が利用する事業所であれば区外も対象）

3 補助対象となる事業

サービス等利用計画策定前の業務

- （１）退院時カンファレンス参加経費
- （２）在宅移行支援に係る連絡調整業務
- （３）基本相談業務
- （４）個別支援会議参加経費
- （５）個別支援に係るスーパーバイズ

4 補助額

医療的ケア児等 1 人当たり 8 時間まで（時間単価 4,000 円/時間）
上限額 32,000 円

5 補助金交付までの流れ（令和 8 年度）

令和 8 年 10 月末まで	交付申請（事業所→区）
令和 8 年 11 月	交付決定通知（区→事業所）
令和 9 年 4 月	実績報告（事業所→区）
令和 9 年 4 月	交付額決定通知（区→事業所）
令和 9 年 5 月	請求に基づき支払い（区→事業所）

【大田区ホームページ】

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉
> 障がい者の支援（難病の方への支援を含む）> 事業者の皆様へ
> 大田区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助金

大田区 HP

